**犬山商工会議所小規模事業者設備投資等補助金審査要領**

　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成２８年　６月　７日　要領第１号）

　　　　　　　　　　　　　　　改正（平成２９年１０月　６日　要領第１号）

（制定）

第１条　本要領は、犬山商工会議所小規模事業者設備投資等補助事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第６条第１項の規定に基づき、申請された設備投資等事業の補助対象事業としての採否に係る審査について必要な事項を定める。

（審査会）

第２条　前条の審査を適正に行うため、犬山商工会議所に小規模事業者設備投資等補助金審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

　　２　審査会は、外部有識者２名、犬山市職員１名、金融機関職員１名、犬山商工会議所役職員１名からなる審査員でもって構成する。

　　３　審査員は、犬山商工会議所会頭（以下「会頭」という。）が委嘱し、外部有識者審査員のうち１名を審査会長とする。

　　４　審査会長は、審査を統括し、審査会を代表する。

　　５　審査会に係る庶務は、犬山商工会議所中小企業相談所が行う。

（審査）

第３条　審査員は、申請案件について、別表１の「小規模事業者設備投資等事業審査基準・採点表」に基づき、所定の審査項目ごとに審査・採点する。

　　２　審査会長は、各審査員の採点（評価点）を集計し、申請案件ごとの総評価点を算出、決定する。

（審査結果の報告）

第４条　審査会長は、前条第２項の審査結果を会頭に報告する。

　　２　審査会長は、前項の報告に際し、意見等を付することができる。

（採択）

第５条　会頭は、前条の報告に基づき、総評価点の高い案件から順に、予算の範囲内において採択する案件を決定する。この決定に際しては、必要に応じ、条件を付すこと等ができる。

（採択の公表）

第６条　会頭は、採択案件について、申請者に通知（交付決定通知）するとともに、犬山商工会議所ホームページ等において公表する。

（その他）

第７条　本要領に定めることのほか審査について必要な事項は、審査会が別に定める。

　附則

　本要領は、平成２８年６月７日から施行する。

　附則

　本要領は、平成２９年１０月６日から施行する。

別表１

　　　　　　　**小規模事業者設備投資等事業審査基準・採点表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審　査　事　項 | 審　査　項　目 | 審　査　基　準 | 評価点等　　　 |
| １．申請適格 |
|  | ①申請書　　 | 申請書及び添付書類の適格性 | 「実施要綱」第５条の書類は、全て提出されているか | 適・否 |
| ②申請者 | 申請者の適格性 | 「実施要綱」第３条、別表１の要件を満たしているか | 適・否 |
| ③その他 | 会議所事業への協力性 | 申請者は、「経営発達支援事業」の遂行に協力的か |  |
| ２．事業の内容 |
|  | ①経営状況 | 経営状況分析の妥当性 | 自らの強み・弱みを正しく分析し、把握しているか |  |
| ②事業計画 |  |
|  |  | 1. 強み
 | 内容の優位性 | 事業内容は、自らの強みを活かし、又は、弱みを克服したものとなっているか |  |
| イ．目的 | 目的の明確性 | 事業目的は、明確かつ具体的か |  |
| ウ．ターゲッ　ト | ニーズへの適合性 | 事業内容は、市場の特性、ニーズを踏まえているか |  |
| エ．目的達成手段 | 目的達成手段の妥当性 | 事業目的に見合った手段となっているか |  |
|   |  | オ．性質 | 補助対象事業としての妥当性 | 設備投資のみを実施する事業内容となっていないか |  |
| カ．特徴 | 事業内容の創意性 | 事業の内容に創意・工夫が認められるか |  |
|  | キ．事業費 | 事業費の妥当性 | 事業費の積算は、明確かつ正確か |  |
|  | ク．コンプライアンス | 事業内容等の準則性 | 事業内容等において、「実施要綱」の規定等に違背している点はないか |  |
| 審　査　事　項 | 　審　査　項　目 | 　　 審　査　基　準 | 評価点 |
| ３．事業の実施体制（時間、ヒト、モノ、カネ） |
|  | ①スケジュール | 事業の実施の計画性 | 事業実施のスケジュールは妥当か |  |
| ②事業遂行 |  |
|  | ア．人財 | 事業遂行力の確実性 | 事業を確実に実施する人的、財政的基盤は整っているか |  |
| イ．事務処理 | 事務処理能力の信頼性 | 経理等の事務処理能力は備わっているか |  |
| ③資金 | 資金調達の確実性 | 自己資金の調達は確実に行われるか |  |
| ４．事業の効果 |
|  | ①付加価値 | 付加価値向上目標の妥当性 | 付加価値額の向上に係る目標値は妥当か |  |
| ②費用対効果 | 費用対効果の妥当性 | 導入設備等の費用対効果は妥当なものか |  |
| 　　　　　　　　　　　　　　総評価点（最高８０点） |  |

審査の手順

１．審査項目について、審査基準に即して審査を行い、次に掲げる５段階に応じ配点された評価点を採る。

　基準に該当する度合が、極めて高いレベルにあると認められる　・・・５点

　基準に該当する度合が、高いレベルにあると認められる　 ・・・・・４点

　基準に該当する度合が、普通のレベルにあると認められる　　・・・・３点

　基準に該当する度合が、低いレベルにあると認められる　　・・・・・２点

　基準に該当する度合が、極めて低いレベルにあると認められる　・・・１点

　２．審査事項のうち、「１．申請適格」については、専ら商工会議所（審査員）が審査を行う。なお、この場合において、審査項目「①申請書」及び「②申請者」に係る評価結果が「否」である案件は、失格とし、他の審査事項についての審査は行わない。

　３．審査事項「４．事業の効果　①付加価値」に係る審査は、事業計画で示されている目標値について、次に掲げる基準目標値（補助対象事業として採択する上で求められる数値目標）のいずれかを基に、その妥当性を判断する。

　　　ア．設備投資等事業を実施することにより、付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）が、３年間で５％以上向上することが見込まれること。

　　　イ．売上高が、３年間で５％以上向上することが見込まれること。

　　　ウ．売上の減少率を３年間で５％以上抑止することが見込まれること。（当該事業に係る市場規模の縮小など特殊な事業環境により、売上減少が常態化している事業者）